

郡山市緑の街並づくり事業実施要綱

平成11年7月14日制定
平成20年4月1日一部改正
令和4年11月1日一部改正
〔都市構想部公園緑地課〕

(目的)

第1条 この要綱は、市街化区域内の民有地緑化の施策として、街区等を構成する団体等にプランター等の緑化資材を貸与することにより、市民の緑化意識を高め、自発的な地域緑化の取組を促進することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 緑化資材の貸与（以下「助成」という。）を受けることができる団体等は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 戸建住宅、事業所等において、連続した公開性のある空間を緑化資材の設置場所として管理できること。
- (2) 緑化資材の設置場所が違法でないこと。
- (3) 第4条に規定する方法に従い、緑化資材を3年以上継続して管理することができ、地域緑化に貢献することができること。

(助成の方法)

第3条 緑化資材の助成の募集は、毎年度行うものとし、その手続き、条件及び方法については別に定める。

- 2 市は、応募の内容を審査し、助成対象者（以下「設置者」という。）を決定する。
- 3 市は、設置者に対し、緑化資材を無償で貸与する。

(緑化資材の管理)

第4条 緑化資材の管理は、設置者が責任をもって行わなければならない。

- 2 設置者は、毎年度別に定めるところにより、管理状況を市に報告しなければならない。
- 3 設置者は、緑化資材の設置に関し、変更が生じた場合は、市に報告しなければならない。

(貸与期間)

第5条 緑化資材の貸与期間は、貸与の日から3年とする。

- 2 前項の貸与期間経過後においては、緑化資材を設置者に無償譲与するものとする。

(返納)

第6条 市長は、設置者にこの要綱に違反する行為があると認めたときは、貸与を取消し、緑化資材を返納させることができる。

(庶務)

第7条 この要綱に基づく庶務は、都市構想部公園緑地課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。